

太平洋広域漁業調整委員会指示第〇号の四に基づく遊漁者等のくろまぐろの採捕に関する届出制の違反者への対応方針（案）

令和7年〇月〇日

太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、太平洋広域漁業調整委員会指示第〇号（以下「委員会指示」という。）の四に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

- 1 委員会指示に基づく届出制の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局等と連携して現地調査・指導等を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。

なお、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第157条第1項に基づき、委員会として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長（又は会長職務代理）一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。

- 2 会長は、上記1の報告を受け、法第121条第4項で準用する法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日委員会に報告するものとする。